

**金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）**

現 行	改 正 案
<p><b>II. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</b></p> <p>II-1 一般的な事務処理等</p> <p>II-1-5 内部委任</p> <p>(1) 金融庁長官への協議            財務局長は、金融商品取引業者等の監督事務に係る財務局長への委任事項等の処理にあたり、次に掲げる事項については、あらかじめ金融庁長官に協議するものとする。            なお、協議の際は、財務局における検討の内容及び処理意見を付するものとする。            ①～⑨ (略)  <u>⑩ 金商法第56条の4第2項の規定による協会未加入金融商品取引業者等に対する社内規則の作成又は変更の命令</u>  <u>⑪ 金商法第56条の4第3項及び第4項の規定による協会等未加入金融商品取引業者等に係る社内規則の作成又は変更若しくは廃止の承認</u>            ⑫～⑮ (略)</p> <p>(2) 金融庁長官への報告            財務局長は、金融商品取引業者等の監督事務に係る財務局長への委任事項等の処理にあたり、次に掲げる事項については、当該事務処理後金融庁長官に報告等を行うものとする。            ①～③ (略)            ④ 財務局長は、次の書類の提出を受けた場合には、速やかにその写しを</p>	<p><b>II. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</b></p> <p>II-1 一般的な事務処理等</p> <p>II-1-5 内部委任</p> <p>(1) 金融庁長官への協議            財務局長は、金融商品取引業者等の監督事務に係る財務局長への委任事項等の処理にあたり、次に掲げる事項については、あらかじめ金融庁長官に協議するものとする。            なお、協議の際は、財務局における検討の内容及び処理意見を付するものとする。            ①～⑨ (略)            (削る)            (削る)  <u>⑩～⑬ (略)</u></p> <p>(2) 金融庁長官への報告            財務局長は、金融商品取引業者等の監督事務に係る財務局長への委任事項等の処理にあたり、次に掲げる事項については、当該事務処理後金融庁長官に報告等を行うものとする。            ①～③ (略)            ④ 財務局長は、次の書類の提出を受けた場合には、速やかにその写しを</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>金融庁長官へ送付すること。</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 駐在員事務所の設置又は廃止の届出書（<u>金商業等府令第 199 条第 11 号</u>）</p> <p>⑤～⑧ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 留意点</p> <p>登録金融機関の監督事務に係る事務処理については、Ⅱ－1－5（1）<u>②から④まで、⑧及び⑬から⑮まで、(2) ②、④及び⑦</u>（3）②、③及び⑤は適用しない。</p>	<p>金融庁長官へ送付すること。</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 駐在員事務所の設置又は廃止の届出書（<u>金商業等府令第 199 条第 12 号</u>）</p> <p>⑤～⑧ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 留意点</p> <p>登録金融機関の監督事務に係る事務処理については、Ⅱ－1－5（1）<u>②から④まで、⑧及び⑪から⑬まで、(2) ②、④及び⑦</u>、（3）②、③及び⑤は適用しない。</p>

**金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）**

現 行	改 正 案
<p><b>Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</b></p> <p>Ⅲ－２ 業務の適切性（共通編）</p> <p>Ⅲ－２－４ 顧客等に関する情報管理態勢</p> <p>顧客に関する情報は、金融商品取引の基礎をなすものであり、その適切な管理が確保されることが極めて重要である。</p> <p>そのうち特に、個人である顧客に関する情報については、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）、金商業等府令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「保護法ガイドライン」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「実務指針」という。）の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。</p> <p>また、金融商品取引業者は、法人関係情報（金商業等府令第 1 条第 4 項第 14 号）を入手し得る立場であることから、その厳格な管理とインサイダー取引等の不公正な取引の防止が求められる。</p> <p>以上のように、金融商品取引業者は、顧客に関する情報及び法人関係情報（以下「顧客等に関する情報」という。）を適切に管理し得る態勢を確立することが重要であり、例えば以下の点に留意して検証することとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）個人情報管理に係る留意事項</p>	<p><b>Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</b></p> <p>Ⅲ－２ 業務の適切性（共通編）</p> <p>Ⅲ－２－４ 顧客等に関する情報管理態勢</p> <p>顧客に関する情報は、金融商品取引の基礎をなすものであり、その適切な管理が確保されることが極めて重要である。</p> <p>そのうち特に、個人である顧客に関する情報については、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）、金商業等府令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「保護法ガイドライン」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「実務指針」という。）の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。</p> <p>また、金融商品取引業者は、法人関係情報（金商業等府令第 1 条第 4 項第 14 号）<u>に掲げる法人関係情報をいう。以下同じ。</u>を入手し得る立場であることから、その厳格な管理とインサイダー取引等の不公正な取引の防止が求められる。</p> <p>以上のように、金融商品取引業者は、顧客に関する情報及び法人関係情報（以下「顧客等に関する情報」という。）を適切に管理し得る態勢を確立することが重要であり、例えば以下の点に留意して検証することとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）個人情報管理に係る留意事項</p>

**金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）**

現 行	改 正 案
<p>① 個人である顧客に関する情報については、<u>金商業等府令第123条第1項第6号</u>の規定に基づきその安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。</p> <p>（略）</p> <p>② 個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（注）を、<u>金商業等府令第123条第1項第7号</u>の規定に基づき保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。</p> <p>（略）</p> <p>③ （略）</p> <p>（3）・（4）（略）</p> <p>Ⅲ－3 諸手続（共通編）</p> <p>Ⅲ－3－2 届出</p> <p>金商法に定める各種届出等の受理又は処理に関しては、以下に掲げる点に留意して取り扱うこととする。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）廃業等の届出に係る留意事項</p>	<p>① 個人である顧客に関する情報については、<u>金商業等府令第70条の2第1項第3号</u>の規定に基づきその安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。</p> <p>（略）</p> <p>② 個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（注）を、<u>金商業等府令第70条の2第1項第4号</u>の規定に基づき保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。</p> <p>（略）</p> <p>③ （略）</p> <p>（3）・（4）（略）</p> <p>Ⅲ－3 諸手続（共通編）</p> <p>Ⅲ－3－2 届出</p> <p>金商法に定める各種届出等の受理又は処理に関しては、以下に掲げる点に留意して取り扱うこととする。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）廃業等の届出に係る留意事項</p>

**金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）**

現 行	改 正 案
<p>① （略）</p> <p>② 金融商品取引業者から金商業等府令第 199 条第 11 号トの規定に基づく届出書の提出があった場合で、金融商品仲介業者に委託を行わなくなった理由が当該金融商品仲介業者が金融商品仲介業務を廃止するためであるときは、当該金融商品仲介業者につき、金商法第 66 条の 20 第 1 項の規定による登録取消の事由が存しないことを当該金融商品取引業者が確認しているかを届出書の提出時に確認することとする。</p>	<p>① （略）</p> <p>② 金融商品取引業者から金商業等府令第 199 条第 12 号トの規定に基づく届出書の提出があった場合で、金融商品仲介業者に委託を行わなくなった理由が当該金融商品仲介業者が金融商品仲介業務を廃止するためであるときは、当該金融商品仲介業者につき、金商法第 66 条の 20 第 1 項の規定による登録取消の事由が存しないことを当該金融商品取引業者が確認しているかを届出書の提出時に確認することとする。</p>

**金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）**

現 行	改 正 案
<p><b>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</b></p> <p>IV－1 経営管理（第一種金融商品取引業） （略）</p> <p>IV－1－1 金融商品取引業者の役員</p> <p>（1）主な着眼点 金融商品取引業者の取締役、執行役又は監査役（外国法人にあっては、国内における代表者を含む。以下「役員」という。）の選任議案の決定プロセス等においては、以下の要素が適切に勘案されているか。</p> <p>① 欠格事由（<u>金商法第29条の4第1項第2号イからトまで</u>）のいずれかに該当すること又は登録当時既に該当していたことがないこと。</p> <p>②～⑤ （略）</p> <p>（2）監督手法・対応 金融商品取引業者の役員が、<u>金商法第29条の4第1項第2号イからトまでのいずれかに該当することとなったとき、金商法第29条の登録当時既に金商法第29条の4第1項第2号イからトまでのいずれかに該当していたことが判明したとき又は金商法第52条第1項第6号若しくは第8号から第10号までのいずれかに該当することとなったときは、金商法第52条第2項の規定に基づき当該役員の解任命令等の処分を検討するものとする。</u></p> <p>併せて、当該金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第56条の2第1項の規定に基づき報告を求め、更に、当該業者の経営管理態勢に重大な問題</p>	<p><b>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</b></p> <p>IV－1 経営管理（第一種金融商品取引業） （略）</p> <p>IV－1－1 金融商品取引業者の役員</p> <p>（1）主な着眼点 金融商品取引業者の取締役、執行役又は監査役（外国法人にあっては、国内における代表者を含む。以下「役員」という。）の選任議案の決定プロセス等においては、以下の要素が適切に勘案されているか。</p> <p>① 欠格事由（<u>金商法第29条の4第1項第2号イからリまで</u>）のいずれかに該当すること又は登録当時既に該当していたことがないこと。</p> <p>②～⑤ （略）</p> <p>（2）監督手法・対応 金融商品取引業者の役員が、<u>金商法第29条の4第1項第2号イからリまでのいずれかに該当することとなったとき、金商法第29条の登録当時既に金商法第29条の4第1項第2号イからリまでのいずれかに該当していたことが判明したとき又は金商法第52条第1項第6号若しくは第8号から第10号までのいずれかに該当することとなったときは、金商法第52条第2項の規定に基づき当該役員の解任命令等の処分を検討するものとする。</u></p> <p>併せて、当該金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第56条の2第1項の規定に基づき報告を求め、更に、当該業者の経営管理態勢に重大な問題</p>

**金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）**

現 行	改 正 案
<p>があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務改善命令等の処分を検討するものとする。</p> <p>IV－1－3 利益相反管理体制の整備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 利益相反管理方針の策定及びその概要の公表</p> <p>① 利益相反管理方針（金商業等府令第70条の3第1項第3号に規定する方針をいう。以下同じ。）は、証券会社等及びその親金融機関等又は子金融機関等の業務の内容・特性・規模等を勘案した上で、利益相反のおそれのある取引の種類、主な取引例及び当該取引の特定のプロセス、利益相反管理の方法（利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合は、その内容及び理由を含む。）、利益相反管理体制（利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する全社的な管理体制を統括する者（以下「利益相反管理統括者」という。）の職責及びその独立性並びに利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理の方法についての検証体制）並びに利益相反管理の対象となる会社の範囲を記載したものとなっているか。この場合において、利益相反のおそれのある取引の種類、取引例及び利益相反管理の方法は、対応して記載されているか。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>IV－2－1 自己資本規制比率の正確性 (略)</p>	<p>があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務改善命令等の処分を検討するものとする。</p> <p>IV－1－3 利益相反管理体制の整備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 利益相反管理方針の策定及びその概要の公表</p> <p>① 利益相反管理方針（金商業等府令第70条の4第1項第3号に規定する方針をいう。以下同じ。）は、証券会社等及びその親金融機関等又は子金融機関等の業務の内容・特性・規模等を勘案した上で、利益相反のおそれのある取引の種類、主な取引例及び当該取引の特定のプロセス、利益相反管理の方法（利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合は、その内容及び理由を含む。）、利益相反管理体制（利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する全社的な管理体制を統括する者（以下「利益相反管理統括者」という。）の職責及びその独立性並びに利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理の方法についての検証体制）並びに利益相反管理の対象となる会社の範囲を記載したものとなっているか。この場合において、利益相反のおそれのある取引の種類、取引例及び利益相反管理の方法は、対応して記載されているか。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>IV－2－1 自己資本規制比率の正確性 (略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>(1) 劣後債務・劣後特約付社債の適格性について</p> <p>① 金商法第 50 条第 1 項（金商業等府令第 199 条第 12 号）の規定に基づき、劣後特約付借入金を借り入れた場合又は劣後特約付社債を発行した場合の届出があったときは、少なくとも破産及び会社更生といった劣後状態が生じた場合には、劣後債権者の支払い請求権の効力が一旦停止し、上位債権者が全額の支払いを受けることを条件に劣後債権者の支払い請求権の効力を発生する、という条件付債権として法律構成することにより、結果的に上位債権者を優先させる契約内容となっているか。</p> <p>②～④ （略）</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-3-1 有価証券関連業に係る業務の適切性</p> <p>IV-3-1-2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 有価証券の受渡状況その他の必要情報の通知に係る留意事項 証券会社等が、次に掲げる事項を顧客に適切に通知（下記④については顧客の同意した方法による場合を含む。）していない場合は、金商業等府令第123条第 1 項第 8 号の規定「顧客の有価証券の売買その他の取引等に関し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認めら</p>	<p>(1) 劣後債務・劣後特約付社債の適格性について</p> <p>① 金商法第 50 条第 1 項（金商業等府令第 199 条第 13 号）の規定に基づき、劣後特約付借入金を借り入れた場合又は劣後特約付社債を発行した場合の届出があったときは、少なくとも破産及び会社更生といった劣後状態が生じた場合には、劣後債権者の支払い請求権の効力が一旦停止し、上位債権者が全額の支払いを受けることを条件に劣後債権者の支払い請求権の効力を発生する、という条件付債権として法律構成することにより、結果的に上位債権者を優先させる契約内容となっているか。</p> <p>②～④ （略）</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-3-1 有価証券関連業に係る業務の適切性</p> <p>IV-3-1-2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 有価証券の受渡状況その他の必要情報の通知に係る留意事項 証券会社等が、次に掲げる事項を顧客に適切に通知（下記④については顧客の同意した方法による場合を含む。）していない場合は、金商業等府令第123条第 1 項第 4 号の規定「顧客の有価証券の売買その他の取引等に関し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認めら</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>れる状況」に該当するものとする。</p> <p>①～④ （略）</p> <p>（３）・（４）（略）</p> <p>（５）投資信託の乗換えに関する重要事項の説明に係る留意事項</p> <p>投資信託の短期乗換え勧誘は、顧客にとっては販売手数料の負担が増加するほか、運用面においても設定後短期間で解約が増加することにより、効率的な運用が行えず、運用成果の低下を招くなど、必ずしも顧客の安定的かつ効率的な資産形成にはつながらない問題がある。このため、顧客の投資意向や市場動向等に鑑み、投資信託の乗換えに合理性があると判断される場合であっても、顧客に対し、当該乗換えに係る投資信託の特性や当該乗換えのメリット・デメリット等を丁寧に説明し、顧客がこうした点を十分理解したうえで取引の必要性の有無を判断できるようにする必要がある。</p> <p>こうした点を念頭に、証券会社等が、乗換えに関する次に掲げる事項について説明を行っていない場合において、説明の実績について社内記録の作成及び保存並びにモニタリングを行う等の社内管理体制を構築していないと認められるときは、<u>金商業等府令第123条第1項第9号</u>の規定「投資信託受益証券等の乗換えを勧誘するに際し、顧客に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況」に該当するものとする。</p> <p>①～⑤ （略）</p> <p>（６）債券の売出し等の際の重要事象の説明に係る留意事項</p> <p>① 証券会社等が、<u>金商法第2条第8項第8号又は第9号</u>（私募の取扱い</p>	<p>れる状況」に該当するものとする。</p> <p>①～④ （略）</p> <p>（３）・（４）（略）</p> <p>（５）投資信託の乗換えに関する重要事項の説明に係る留意事項</p> <p>投資信託の短期乗換え勧誘は、顧客にとっては販売手数料の負担が増加するほか、運用面においても設定後短期間で解約が増加することにより、効率的な運用が行えず、運用成果の低下を招くなど、必ずしも顧客の安定的かつ効率的な資産形成にはつながらない問題がある。このため、顧客の投資意向や市場動向等に鑑み、投資信託の乗換えに合理性があると判断される場合であっても、顧客に対し、当該乗換えに係る投資信託の特性や当該乗換えのメリット・デメリット等を丁寧に説明し、顧客がこうした点を十分理解したうえで取引の必要性の有無を判断できるようにする必要がある。</p> <p>こうした点を念頭に、証券会社等が、乗換えに関する次に掲げる事項について説明を行っていない場合において、説明の実績について社内記録の作成及び保存並びにモニタリングを行う等の社内管理体制を構築していないと認められるときは、<u>金商業等府令第123条第1項第5号</u>の規定「投資信託受益証券等の乗換えを勧誘するに際し、顧客に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況」に該当するものとする。</p> <p>①～⑤ （略）</p> <p>（６）債券の売出し等の際の重要事象の説明に係る留意事項</p> <p>① 証券会社等が、<u>金商法第2条第8項第8号又は第9号</u>（私募の取扱い</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>を除く。)の行為により債券（<u>金商業等府令第123条第1項第11号</u>に規定する有価証券をいう。<u>(5)</u>において同じ。）を個人である顧客（特定投資家を除く。）に取得させ又は売り付けようとする際に、次に掲げる事象について説明を行っていないと認められる場合は、<u>金商業等府令第123条第1項第11号</u>に規定する「これらの有価証券の取得又は買付けの申込みの期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人である顧客（特定投資家を除く。）に対して説明を行っていない状況」に該当するものとする。</p> <p>イ.ロ.（略）</p> <p>②～③ （略）</p> <p>④ <u>金商業等府令第123条第1項第11号</u>に規定する説明については、委託契約において、「取得させようとする行為」を証券会社等が行うこととされている場合には、証券会社等が説明を行うこととなる。</p> <p>(7)～(10)（略）</p>	<p>を除く。)の行為により債券（<u>金商業等府令第123条第1項第7号</u>に規定する有価証券をいう。<u>(6)</u>において同じ。）を個人である顧客（特定投資家を除く。）に取得させ又は売り付けようとする際に、次に掲げる事象について説明を行っていないと認められる場合は、<u>金商業等府令第123条第1項第7号</u>に規定する「これらの有価証券の取得又は買付けの申込みの期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人である顧客（特定投資家を除く。）に対して説明を行っていない状況」に該当するものとする。</p> <p>イ.ロ.（略）</p> <p>②～③ （略）</p> <p>④ <u>金商業等府令第123条第1項第7号</u>に規定する説明については、委託契約において、「取得させようとする行為」を証券会社等が行うこととされている場合には、証券会社等が説明を行うこととなる。</p> <p>(7)～(10)（略）</p>
<p>IV-3-1-3 取引一任契約等</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 証券会社等の特定同意の範囲について  <u>金商業等府令第123条第1項第13号ロ及びハ</u>における特定同意は、次に掲げる同意を含む。</p> <p>①～④ （略）</p>	<p>IV-3-1-3 取引一任契約等</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 証券会社等の特定同意の範囲について  <u>金商業等府令第70条の2第1項第14号ロ及びハ</u>における特定同意は、次に掲げる同意を含む。</p> <p>①～④ （略）</p>

**金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）**

現 行	改 正 案
<p>(3) 監督手法・対応</p> <p>日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された金商業等府令第 123 条第 1 項第 13 号イからホまでに掲げる取引に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく報告を求めることを通じて、証券会社等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第 52 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p> <p>IV-3-2-1 市場仲介者としてのオペレーションの信頼性向上</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 証券会社等の電子情報処理組織の管理に係る留意事項</p> <p>証券会社等の電子情報処理組織の管理について、次に掲げる場合に該当する事実が認められる場合には、<u>金商業等府令第 123 条第 1 項第 14 号「電子情報処理組織の管理が十分でない」と認められる状況</u>の規定に該当するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>IV-3-3-2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(3) 監督手法・対応</p> <p>日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された金商業等府令第 70 条の 2 第 1 項第 14 号イからホまでに掲げる取引に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく報告を求めることを通じて、証券会社等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第 52 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p> <p>IV-3-2-1 市場仲介者としてのオペレーションの信頼性向上</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 証券会社等の電子情報処理組織の管理に係る留意事項</p> <p>証券会社等の電子情報処理組織の管理について、次に掲げる場合に該当する事実が認められる場合には、<u>金商業等府令第 70 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する「電子情報処理組織の十分な管理を行うための措置」が講じられているとはいえないことに留意する。</u></p> <p>①～③ (略)</p> <p>IV-3-3-2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

**金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）**

現 行	改 正 案
<p>(4) 店頭金融先物取引業者の説明責任に係る留意事項</p> <p>① 取引時に表示した数値の提示等</p> <p>イ. 金商業等府令第123条第1項第21号に関し、店頭金融先物取引について、店頭金融先物取引業者が顧客の取引時に表示した金融商品、金融指標又はオプションの価格を、当該価格の提示を要求した当該顧客に提示する場合には、各取引日ごとの始値、高値、安値及び終値の提示によることができる。</p> <p>ロ. (略)</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>⑦ ロスカット取引</p> <p>通貨関連店頭デリバティブ取引等を行う場合には、ロスカット取引(金商業等府令第123条第1項第21号の2に規定する取引をいう。以下同じ。)に関する取決めが設けられていること及びその内容について、適切な説明を行っているか。また、ロスカット取引が予定どおり行われなかった場合の損失のおそれ等について、適切な説明を行っているか。</p> <p>⑧ (略)</p> <p>(5)～(11) (略)</p> <p>IV-3-3-3 取引一任契約等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 店頭デリバティブ取引業者の特定同意の範囲について</p>	<p>(4) 店頭金融先物取引業者の説明責任に係る留意事項</p> <p>① 取引時に表示した数値の提示等</p> <p>イ. 金商業等府令第123条第1項第10号に関し、店頭金融先物取引について、店頭金融先物取引業者が顧客の取引時に表示した金融商品、金融指標又はオプションの価格を、当該価格の提示を要求した当該顧客に提示する場合には、各取引日ごとの始値、高値、安値及び終値の提示によることができる。</p> <p>ロ. (略)</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>⑦ ロスカット取引</p> <p>通貨関連店頭デリバティブ取引等を行う場合には、ロスカット取引(金商業等府令第70条の2第1項第15号に規定する取引をいう。以下同じ。)に関する取決めが設けられていること及びその内容について、適切な説明を行っているか。また、ロスカット取引が予定どおり行われなかった場合の損失のおそれ等について、適切な説明を行っているか。</p> <p>⑧ (略)</p> <p>(5)～(11) (略)</p> <p>IV-3-3-3 取引一任契約等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 店頭デリバティブ取引業者の特定同意の範囲について</p>

**金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）**

現 行	改 正 案
<p>金商業等府令第123条第1項第13号ロ及びハにおける特定同意は、次に掲げる同意を含む。</p> <p>①～③ （略）</p> <p>（3）監督手法・対応</p> <p>日常の監督事務や、事故報告等を通じて把握された、店頭デリバティブ取引業者の金商業等府令第123条第1項第13号イからホまでに掲げる行為に関する課題については、上記の着眼点に基づきながら、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、店頭デリバティブ取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p> <p>IV-3-3-4 業務執行態勢</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）特定店頭オプション取引に係る留意事項</p> <p>いわゆるバイナリーオプション取引等の個人向けの特定店頭オプション取引（金商業等府令第123条第6項に規定する特定店頭オプション取引をいう。以下同じ。）の中には、短時間で損益の結果が判明するため顧客による過度の投機的取引が行われるおそれのあるものや、複雑な理論的根拠に</p>	<p>金商業等府令第70条の2第1項第14号ロ及びハにおける特定同意は、次に掲げる同意を含む。</p> <p>①～③ （略）</p> <p>（3）監督手法・対応</p> <p>日常の監督事務や、事故報告等を通じて把握された、店頭デリバティブ取引業者の金商業等府令第70条の2第1項第14号イからホまでに掲げる行為に関する課題については、上記の着眼点に基づきながら、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、店頭デリバティブ取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p> <p>IV-3-3-4 業務執行態勢</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）特定店頭オプション取引に係る留意事項</p> <p>いわゆるバイナリーオプション取引等の個人向けの特定店頭オプション取引（金商業等府令第70条の2第6項に規定する特定店頭オプション取引をいう。以下同じ。）の中には、短時間で損益の結果が判明するため顧客による過度の投機的取引が行われるおそれのあるものや、複雑な理論的根拠に</p>

**金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）**

現 行	改 正 案
<p>基づく商品であるにもかかわらず一見単純な商品性であるとの誤解を招きやすく顧客による正確なリスクの把握が困難なものが存在する。</p> <p>そこで、店頭デリバティブ取引業者が、個人向けの特定店頭オプション取引を取り扱う場合には、公益又は投資者保護のため必要かつ適切な商品設計や業務を執行する態勢の確保・整備を図る観点から、以下の点に留意しつつ、自主規制機関の策定する自主規制規則の内容を遵守しているかについて検証を行うこととする。</p> <p>①～④ （略）</p> <p>（3）（略）</p> <p>IV-3-3-5 通貨関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢</p> <p>個人向けの通貨関連店頭デリバティブ取引（金商業等府令第123条第4項に規定する通貨関連店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。）について、自己が負うリスクの管理が重要であることから、リスク管理態勢の整備及び業務運営の遂行について、以下の点に留意し監督するものとする。</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>（新設）</p>	<p>に基づく商品であるにもかかわらず一見単純な商品性であるとの誤解を招きやすく顧客による正確なリスクの把握が困難なものが存在する。</p> <p>そこで、店頭デリバティブ取引業者が、個人向けの特定店頭オプション取引を取り扱う場合には、公益又は投資者保護のため必要かつ適切な商品設計や業務を執行する態勢の確保・整備を図る観点から、以下の点に留意しつつ、自主規制機関の策定する自主規制規則の内容を遵守しているかについて検証を行うこととする。</p> <p>①～④ （略）</p> <p>（3）（略）</p> <p>IV-3-3-5 通貨関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢</p> <p>個人向けの通貨関連店頭デリバティブ取引（金商業等府令第70条の2第4項に規定する通貨関連店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。）について、自己が負うリスクの管理が重要であることから、リスク管理態勢の整備及び業務運営の遂行について、以下の点に留意し監督するものとする。</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>IV-3-4 <u>電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者に係る業務の適切性</u></p> <p>IV-3-4-1 <u>電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者に対する基本的考え方</u></p> <p><u>電子募集取扱業務（金商法第29条の2第1項第6号に規定する電子募集取扱業務をいう。以下同じ。）を行う金融商品取引業者については、インターネ</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<p><u>ット上の情報が投資者の投資判断に影響を及ぼすことが想定されることから、投資者保護の観点からインターネットを通じて適切な情報提供を行うことが求められる。当該業者に対しては、以下で示す留意点を踏まえて監督するものとする。</u></p> <p><u>IV-3-4-2 電子募集取扱業務の適切性</u></p> <p><u>金融商品取引業者が、法第3条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券（金商法施行令第15条の4の2に規定するものを除く。IV-3-4及びV-2-4において同じ。）について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを行う場合には、当該行為は電子募集取扱業務に該当する。電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者の業務の適切性に関しては、以下の点に留意して検証することとする。</u></p> <p><u>IV-3-4-2-1 法令等遵守態勢</u></p> <p><u>電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者のコンプライアンス態勢については、基本的にはⅢ-2-1における態勢整備の着眼点及び監督手法をもって対応することとするが、それ以外にも、自主規制機関の策定する自主規制ルールの遵守状況も含めた幅広い検証を行うこととする。</u></p> <p><u>IV-3-4-2-2 投資者保護のための情報提供</u></p> <p><u>電子募集取扱業務を行うにあたっては、投資者の投資判断に重要な影響を与える事項について、電子募集取扱業務を行う期間中、電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者が作成するホームページ（当該業者が外部委託する場</u></p>

**金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）**

現 行	改 正 案
	<p>合を含む。Ⅳ－３－４及びⅤ－２－４において同じ。）で投資者が閲覧することができる状態に置くことが必要とされている。このため、電子募集取扱業務については、以下の点に留意する。</p> <p><u>（１）商号等の表示</u></p> <p>電子募集取扱業務を行うにあたって、金商法第36条の2第1項の規定により同項の標識に表示されるべき事項をホームページ上の見やすい箇所に表示しているか。また、第一種少額電子募集取扱業者（金商法第29条の4の2第9項に規定する第一種少額電子募集取扱業者をいう。以下同じ。）にあつては金商法第29条の4の2第8項に規定する事項をホームページ上の見やすい箇所に表示しているか。</p> <p><u>（２）投資者の判断に重要な影響を与える事項の表示</u></p> <p>電子募集取扱業務を行うときは、金商業等府令第146条の2第3項に規定する事項をホームページで投資者が閲覧できる状態に置く必要がある。当該事項の表示については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① <u>当該事項をホームページの見やすい箇所に明瞭かつ正確に表示しているか。また、投資者保護の観点から、適切かつ分かりやすい表示がなされているか。</u></p> <p>② <u>当該事項をホームページで表示する趣旨や当該事項の記載方法に関する規定の趣旨等を踏まえ、投資者の判断に影響を及ぼす重要な事項を先に表示するなど、投資者が理解をする意欲を失わないよう努めているか。</u></p> <p>③ <u>当該事項をホームページに掲載する際には、電子募集取扱業務を行う期間中、投資者が容易に当該事項を記載した箇所にアクセスできるような表示がなされているか。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<p>IV-3-4-3 電子申込型電子募集取扱業務等の適切性</p> <p><u>電子申込型電子募集取扱業務等（金商業等府令第70条の2第7項に規定する電子申込型電子募集取扱業務等をいう。以下同じ。）を行う金融商品取引業者については、発行者の事業計画に対する適切な審査及びインターネットを通じた適切な情報提供のための体制整備、並びにインターネットを通じた発行者や金融商品取引業者自身に関する情報の提供が義務付けられている。電子申込型電子募集取扱業務等の適切性に関しては、IV-3-4-2のほか、以下の点に留意して検証することとする。</u></p> <p>IV-3-4-3-1 業務管理体制</p> <p><u>(1) 発行者の事業計画等に係る適切な審査</u></p> <p><u>金商業等府令第70条の2第2項第2号に規定する事項の審査に関する適切な規程が整備され、実質的な審査が的確に行われているか。また、これらの審査結果を確実に検証できる体制が整備されているか。さらに、事業計画が合理的な根拠に基づいて作成されていること、及び、当該事業計画や発行者の財務状況に照らして、合理的な目標募集額が規定されているかについて適切な審査が行われる体制が整備されているか。</u></p> <p><u>(2) 目標募集額の設定及び応募額の取扱いに関する留意点</u></p> <p>① <u>金商業等府令第70条の2第2項第3号に規定する「目標募集額に到達しなかった場合及び目標募集額を超過した場合の当該応募額の取扱方法」について、投資者に誤解を生じさせることのないように、わかりやすく明示することとしているか。例えば以下のような点に留意して検証</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<p> <u>することとする。</u>            イ. <u>応募額が目標募集額に到達しなかった場合であっても有価証券を発行する場合には、発行者の事業計画の内容及び資金用途等との関係で有価証券を発行することが合理的と認められる理由を投資者に誤解を生じさせることのないように明示することとしているか。</u>            ロ. <u>応募額が目標募集額を超える場合に当該超過分についても有価証券を発行する場合には、目標募集額を上回る金額についての資金用途及び発行者の事業計画の内容に与える影響等について投資者に誤解を生じさせることのないように明示することとしているか。</u>            ② <u>目標募集額に到達したときに限り当該有価証券が発行される方法を用いる場合において、例えば、応募額が目標募集額に到達した段階で応募代金の振込先口座を通知するなど、金商業等府令第70条の2第2項第4号に規定する「目標募集額に到達するまでの間、発行者が当該応募額の払込みを受けることがないことを確保するための措置」がとられているか。</u>            (3) <u>申込みの撤回等に関する留意点</u>  <u>電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券の募集又は私募に関して、相手方が有価証券の取得の申込みをした日から起算して8日を経過するまでの間（以下「申込撤回期間」という。）において、相手方が当該申込みの撤回又は当該申込みに係る発行者との契約の解除（以下「申込みの撤回等」という。）を行うことができることを確認するための措置がとられているか。</u>  <u>上記措置が十分に講じられているかを判断する際には、例えば、以下に掲げる事項に留意する必要がある。</u> </p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<p>① <u>申込撤回期間内は申込者が無条件で申込みの撤回等を行えることとなっているか。例えば、申込みの撤回等があった場合において、電子申込型電子募集取扱業務等を行う金融商品取引業者又は発行者が、その申込みの撤回等に伴う違約金（損害賠償、手数料等の名目の如何を問わない。）の支払を請求することができることになっていないか。</u></p> <p>② <u>投資者に対して、申込撤回期間内は申込みの撤回等を行えること、及び、申込みの撤回等を行うために必要な事項（申込みの撤回等の方法、手続き、連絡先及び既に応募代金の払込みを受けている場合においてはその返金方法等）について明確に表示しているか。</u></p> <p><u>（４）事業の状況についての情報提供の確保</u>  <u>発行者の事業の状況についての情報を、発行者が顧客に対して定期的に提供できることを確認するための措置がとられているか（例えば、発行者の事業に係る報告書等を電子申込型電子募集取扱業務等を行う金融商品取引業者が受領し、当該金融商品取引業者のホームページ又は電子メールによる送付を通じて投資者に対する開示を行う方法が考えられる。）。</u></p> <p><u>IV-3-4-4 第一種少額電子募集取扱業務の適切性</u>  <u>第一種少額電子募集取扱業務（金商法第29条の4の2第10項に規定する第一種少額電子募集取扱業務をいう。以下同じ。）は、電子募集取扱業務のうち、有価証券（株券又は新株予約権証券（金融商品取引所に上場されていないもの）に限り、金商法施行令第15条の4の2第4号及び第5号に掲げる有価証券を除く。）をいう。IV-3-4-4において同じ。）の発行価額が少額であること等の要件を満たすもののみを行う金融商品取引業者について、第一種金融商品取引業の登録要件が一部緩和されたものである。第一種少額電子募集</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<p>取扱業務の適切性に関しては、<u>IV-3-4-2及びIV-3-4-3に準ずるほか、以下の点に留意して検証することとする。</u></p> <p><u>IV-3-4-4-1 勧誘・説明態勢</u></p> <p><u>(1) 着眼点</u></p> <p><u>第一種少額電子募集取扱業者の行う有価証券の募集の取扱い又は私募の取扱いは、金商業等府令第6条の2各号に掲げる情報通信の技術を利用する方法によってのみ行われるものであるため、当該第一種少額電子募集取扱業者が当該方法以外の方法による有価証券の取得勧誘（例えば、電話や個別訪問による勧誘が該当する。）を行うことはできない。従って、第一種少額電子募集取扱業者が当該方法以外の方法による取得勧誘を行う場合には、金商法第29条の4の2の特例は適用されず、当該第一種少額電子募集取扱業者は金商法の登録を受けずに第一種金融商品取引業を行うことになることに留意する必要がある。</u></p> <p><u>(2) 監督手法・対応</u></p> <p><u>第一種少額電子募集取扱業者が金商業等府令第6条の2各号に掲げる情報通信の技術を利用する方法以外の方法により有価証券の募集又は私募の取扱いを行っていることが判明した場合には、深度あるヒアリングや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、第一種少額電子募集取扱業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認め</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<p><u>られる等の場合には、金商法第 52 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</u></p> <p>IV-3-4-4-2 <u>有価証券の発行価額の総額等に関する留意点</u></p> <p>(1) <u>基本的留意事項</u></p> <p><u>第一種少額電子募集取扱業者については、その取り扱う募集又は私募に係る有価証券の発行価額の総額が 1 億円以上となること及び当該有価証券を取得する者が払い込む額が 50 万円を超えることをそれぞれ防止するための必要かつ適切な措置がとられているか。</u></p> <p><u>上記措置が十分に講じられているかを判断する際には、例えば、以下に掲げる事項に留意する必要がある。</u></p> <p>① <u>金商業等府令第 16 条の 3 第 1 項第 2 号の規定に基づく算定方法に関して、募集又は私募に係る有価証券の発行者が、当該募集又は私募を開始する日前 1 年以内に他の金融商品取引業者を通じて、又は金商法第 2 条第 8 項第 7 号に掲げる方法により当該有価証券と同一の種類の有価証券を発行していないか（発行している場合にはその具体的な発行価額）について、例えば計算書類等を確認するとともに、必要に応じヒアリングを行う等により、有価証券の取得勧誘を開始する前に当該事情の有無を適切な方法により確認しているか。</u></p> <p>② <u>金商業等府令第 16 条の 3 第 2 項第 2 号の規定に基づく算定方法に関して、募集又は私募に係る有価証券の投資者が、当該募集又は私募を開始する日前 1 年以内に、同一の発行者により発行された当該有価証券と同一の種類の有価証券を取得していないか（取得している場合にその具体的な取得価額を確認できる場合についてはその額）について適切な方法</u></p>

**金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）**

現 行	改 正 案
<p>IV-3-4 <u>協会等未加入業者に関する監督上の留意点</u></p> <p>(1) 主な着眼点</p> <p>① <u>金融商品取引業協会に加入せず、又は金融商品取引所の会員若しくは</u></p>	<p><u>により確認しているか。</u></p> <p>(2) <u>第一種少額電子募集取扱業務に該当しなくなった場合の留意点</u></p> <p><u>第一種少額電子募集取扱業者が取り扱う募集又は私募に係る有価証券の発行価額の総額が1億円以上となる場合又は当該有価証券を取得する者が払い込む額が50万円を超える場合には、金商法第29条の4の2の特例は適用されず、当該第一種少額電子募集取扱業者は金商法の登録を受けずに第一種金融商品取引業を行うことになることに留意する必要がある。</u></p> <p>(3) <u>監督手法・対応</u></p> <p><u>第一種少額電子募集取扱業者が取り扱う募集又は私募に係る有価証券の発行価額の総額が1億円以上となること又は当該有価証券を取得する者が払い込む額が50万円を超えることが判明した場合には、深度あるヒアリングや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、第一種少額電子募集取扱業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</u></p> <p>IV-3-5 <u>協会未加入業者に関する監督上の留意点</u></p> <p>(1) 主な着眼点</p> <p>① <u>金融商品取引業協会に加入しない金融商品取引業者（IV-3-5にお</u></p>

**金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）**

現 行	改 正 案
<p><u>取引参加者となっていない金融商品取引業者（以下、Ⅳ－３－４において「協会等未加入業者」という。）は、金融商品取引業協会又は金融商品取引所の定款その他の規則（以下「協会等規則」という。）を考慮し、社内規則を適切に整備しているか。</u></p> <p>② <u>社内規則の適正な遵守を確保するための態勢整備（役職員への周知やその遵守状況の検証など）が図られているか。</u></p> <p>③ <u>協会等規則に改正等があった場合には、それに応じて直ちに社内規則の見直しを行うこととしているか。</u></p> <p>（２）監督手法・対応</p> <p>① <u>協会等未加入業者が協会等規則を考慮した社内規則を策定しておらず、また、自主的に策定することが見込まれない場合には、金商法第 56 条の 4 第 2 項の規定に基づき、適切な社内規則の作成を命ずることとする。この場合、協会等規則の改正等があった際にはそれに応じて直ちに社内規則の見直しを行うことを併せて求めることとする。</u></p> <p>② <u>協会等規則に照らし、協会等未加入業者の社内規則に見直しが必要であり、また、自主的な見直しが見込まれない場合には、金商法第 56 条の 4 第 2 項の規定に基づき、社内規則の変更を命ずることとする。</u></p> <p>③ <u>協会等未加入業者の社内規則の策定・改正・遵守状況等に関して問題が認められる場合には、深度あるヒアリングや金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく報告を通じて実態把握に努め、必要に応じ、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令や金商法第 52 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令を発出するなど、金商法第 56 条の 4 第 1 項の規定に基づき、協会等規則を考慮した適切な監督を行うこととする。</u></p>	<p><u>いて「協会未加入業者」という。）は、金融商品取引業協会の定款その他の規則（以下「協会規則」という。）に準ずる内容の社内規則を適切に整備しているか。</u></p> <p>② <u>社内規則の適正な遵守を確保するための態勢整備（役職員への周知、従業員に対する研修等やその遵守状況の検証など）が図られているか。</u></p> <p>③ <u>協会規則に改正等があった場合には、それに応じて直ちに社内規則の見直しを行うこととしているか。</u></p> <p>（２）監督手法・対応 （削る）</p> <p>（削る）</p> <p><u>協会未加入業者の社内規則の策定・改正・遵守状況等に関して問題が認められる場合には、深度あるヒアリングや、必要に応じて金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、報告徴求の結果、協会規則に準ずる内容の社内規則を作成していると認められない場合又</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>IV-4 諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-4-1 登録</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）体制審査の項目  <u>金商法第29条の4第1項第1号ニに規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。</u></p> <p>①・② （略）</p> <p>（3）・（4）（略）</p> <p>（5）<u>金融商品取引業協会に加入する予定がなく、又は金融商品取引所の会員若しくは取引参加者となる予定のない業者に係る留意事項</u>  <u>登録申請時において金融商品取引業協会に加入する予定がなく、又は金融商品取引所の会員若しくは取引参加者となる予定のない業者に対しては、以下の事項を通知し、適切な対応を求めることとする。</u></p> <p>① <u>協会等規則を考慮した適切な社内規則がないと認められる場合は、原</u></p>	<p><u>は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないと認められる場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</u></p> <p>IV-4 諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-4-1 登録</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）体制審査の項目  <u>金商法第29条の4第1項第1号ホに規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。</u></p> <p>①・② （略）</p> <p>（3）・（4）（略）</p> <p>（5）金融商品取引業協会に加入する予定がない業者に係る留意事項  <u>登録申請時において金融商品取引業協会に加入する予定がない業者に対しては、以下の事項を通知し、適切な対応を求めることとする。</u></p> <p>① <u>登録後に、協会規則に準ずる内容の社内規則を作成していない又は当</u></p>

**金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）**

現 行	改 正 案
<p><u>則として、登録後直ちに社内規則の策定を命ぜられることになること。</u></p> <p>② <u>協会等未加入業者は、協会等規則を考慮して、社内規則の変更を命ぜられることがあること。</u></p> <p>③ <u>協会等未加入業者は、社内規則の策定又は変更を命ぜられた場合には、30日以内に当該社内規則の作成又は変更を行い、内閣総理大臣の承認を受ける必要があること。</u></p> <p>④ <u>協会等未加入業者は、上記③の承認を受けた社内規則の変更又は廃止をしようとする場合、内閣総理大臣の承認を受ける必要があること。</u></p> <p>⑤ <u>当局は、協会等未加入業者の業務について、公益を害し、又は投資者保護に欠けることのないよう、協会等規則を考慮し、適切な監督を行うこととなっていること。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>該社内規則を遵守するための体制を整備していない場合はIV-3-5に準じた監督上の対応がとられること。</u></p> <p>② <u>協会規則に改正等があった場合にそれに応じて社内規則の見直しを行わない場合には、上記①に該当する場合があること。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p><u>IV-4-5 電子募集取扱業務に関する帳簿書類関係</u></p> <p><u>金商業等府令第157条第1項第18号口に規定する「第146条の2第3項に規定する事項を記載した書面」には、当該事項を表示したホームページを印刷したものを含み、当該書類を電磁的記録をもって作成する場合には当該ホームページを電磁的方法で保存することを含むものとする。</u></p>

**金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）**

現 行	改 正 案
<p><b><u>V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）</u></b></p> <p>V-1 経営管理（第二種金融商品取引業） （略）</p> <p>V-1-1 金融商品取引業者の役員</p> <p>（1）主な着眼点 金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等においては、以下の要素が適切に勘案されているか。 ① 欠格事由（<u>金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イからトまで</u>）のいずれかに該当すること又は登録当時既に該当していたことがないこと。 ②～④ （略）</p> <p>（2）監督手法・対応 金融商品取引業者の役員が、<u>金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イからトまでのいずれかに該当することとなったとき、金商法第 29 条の登録当時既に同号イからトまでのいずれかに該当していたことが判明したとき又は金商法第 52 条第 1 項第 6 号、第 8 号若しくは第 9 号までのいずれかに該当することとなったときは、金商法第 52 条第 2 項の規定に基づき当該役員の解任命令等の処分を検討するものとする。</u> 併せて、当該金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告を求め、更に、当該業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適</p>	<p><b><u>V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）</u></b></p> <p>V-1 経営管理（第二種金融商品取引業） （略）</p> <p>V-1-1 金融商品取引業者の役員</p> <p>（1）主な着眼点 金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等においては、以下の要素が適切に勘案されているか。 ① 欠格事由（<u>金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イからリまで</u>）のいずれかに該当すること又は登録当時既に該当していたことがないこと。 ②～④ （略）</p> <p>（2）監督手法・対応 金融商品取引業者の役員が、<u>金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イからリまでのいずれかに該当することとなったとき、金商法第 29 条の登録当時既に同号イからリまでのいずれかに該当していたことが判明したとき又は金商法第 52 条第 1 項第 6 号、第 8 号若しくは第 9 号までのいずれかに該当することとなったときは、金商法第 52 条第 2 項の規定に基づき当該役員の解任命令等の処分を検討するものとする。</u> 併せて、当該金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告を求め、更に、当該業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適</p>

**金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）**

現 行	改 正 案
<p>当であると認めるときは、業務改善命令等の処分を検討するものとする。</p> <p>V-2 業務の適切性（第二種金融商品取引業）</p> <p>V-2-1 みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性</p> <p>V-2-1-1 勧誘・説明態勢</p> <p>（1）有価証券の受渡状況その他の必要情報の通知に係る留意事項</p> <p>みなし有価証券販売業者等（金商法第28条第2項第1号に規定する行為を業として行う者（金商法第63条第1項第1号に掲げる行為を業として行っている場合にあっては、当該行為に係るものを除く。以下「自己募集業者」という。）、同項第2号に規定する行為を業として行う者（以下「みなし有価証券販売業者」という。）、又は金商法第29条の5第2項の規定により第二種金融商品取引業とみなされる業務（以下「みなし第二種金融商品取引業」という。以下同じ。）を行う者をいう。）が、次に掲げる事項を顧客に適切に通知していない場合は、<u>金商業等府令第123条第1項第8号</u>の規定「顧客の有価証券の売買その他の取引等に関し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況」に該当するものとする。</p> <p>①～③ （略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）投資信託の乗換えに関する重要事項の説明に係る留意事項</p>	<p>当であると認めるときは、業務改善命令等の処分を検討するものとする。</p> <p>V-2 業務の適切性（第二種金融商品取引業）</p> <p>V-2-1 みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性</p> <p>V-2-1-1 勧誘・説明態勢</p> <p>（1）有価証券の受渡状況その他の必要情報の通知に係る留意事項</p> <p>みなし有価証券販売業者等（金商法第28条第2項第1号に規定する行為を業として行う者（金商法第63条第1項第1号に掲げる行為を業として行っている場合にあっては、当該行為に係るものを除く。以下「自己募集業者」という。）、同項第2号に規定する行為を業として行う者（以下「みなし有価証券販売業者」という。）、又は金商法第29条の5第2項の規定により第二種金融商品取引業とみなされる業務（以下「みなし第二種金融商品取引業」という。以下同じ。）を行う者をいう。）が、次に掲げる事項を顧客に適切に通知していない場合は、<u>金商業等府令第123条第1項第4号</u>の規定「顧客の有価証券の売買その他の取引等に関し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況」に該当するものとする。</p> <p>①～③ （略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）投資信託の乗換えに関する重要事項の説明に係る留意事項</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>投資信託の短期乗換え勧誘は、顧客にとっては販売手数料の負担が増加するほか、運用面においても設定後短期間で解約が増加することにより、効率的な運用が行えず、運用成果の低下を招くなど、必ずしも顧客の安定的かつ効率的な資産形成にはつながらない問題がある。このため、顧客の投資意向や市場動向等に鑑み、投資信託の乗換えに合理性があると判断される場合であっても、顧客に対し、当該乗換えに係る投資信託の特性や当該乗換のメリット・デメリット等を丁寧に説明し、顧客がこうした点を十分理解したうえで取引の必要性の有無を判断できるようにする必要がある。</p> <p>こうした点を念頭に、みなし有価証券販売業者等が、乗換えに関する次に掲げる事項について説明を行っていない場合において、説明の実績について社内記録の作成及び保存並びにモニタリングを行う等の社内管理体制を構築していないと認められるときは、<u>金商業等府令第123条第1項第9号</u>の規定「投資信託受益証券等の乗換えを勧誘するに際し、顧客に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況」に該当するものとする。</p> <p>①～⑤ （略）</p> <p>（4）～（6）（略）</p> <p>V-2-1-2 取引一任契約等</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）みなし有価証券販売業者等の特定同意の範囲について</p>	<p>投資信託の短期乗換え勧誘は、顧客にとっては販売手数料の負担が増加するほか、運用面においても設定後短期間で解約が増加することにより、効率的な運用が行えず、運用成果の低下を招くなど、必ずしも顧客の安定的かつ効率的な資産形成にはつながらない問題がある。このため、顧客の投資意向や市場動向等に鑑み、投資信託の乗換えに合理性があると判断される場合であっても、顧客に対し、当該乗換えに係る投資信託の特性や当該乗換のメリット・デメリット等を丁寧に説明し、顧客がこうした点を十分理解したうえで取引の必要性の有無を判断できるようにする必要がある。</p> <p>こうした点を念頭に、みなし有価証券販売業者等が、乗換えに関する次に掲げる事項について説明を行っていない場合において、説明の実績について社内記録の作成及び保存並びにモニタリングを行う等の社内管理体制を構築していないと認められるときは、<u>金商業等府令第123条第1項第5号</u>の規定「投資信託受益証券等の乗換えを勧誘するに際し、顧客に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況」に該当するものとする。</p> <p>①～⑤ （略）</p> <p>（4）～（6）（略）</p> <p>V-2-1-2 取引一任契約等</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）みなし有価証券販売業者等の特定同意の範囲について</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>金商業等府令第 123 条第 1 項第 13 号口及びハにおける特定同意は、次に掲げる同意を含む。</p> <p>①～④ （略）</p> <p>（3）監督手法・対応</p> <p>日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握されたみなし有価証券販売業者等の金商業等府令第 123 条第 1 項第 13 号イからホまでに掲げる取引に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく報告を求めることを通じて、みなし有価証券販売業者等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第 52 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p> <p>V-2-2-3 取引一任契約等</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）市場デリバティブ取引業者の特定同意の範囲について</p> <p>金商業等府令第 123 条第 1 項第 13 号口及びハにおける特定同意は、次に掲げる同意を含む。</p> <p>①～③ （略）</p>	<p>金商業等府令第 70 条の 2 第 1 項第 14 号口及びハにおける特定同意は、次に掲げる同意を含む。</p> <p>①～④ （略）</p> <p>（3）監督手法・対応</p> <p>日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握されたみなし有価証券販売業者等の金商業等府令第 70 条の 2 第 1 項第 14 号イからホまでに掲げる取引に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく報告を求めることを通じて、みなし有価証券販売業者等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第 52 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p> <p>V-2-2-3 取引一任契約等</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）市場デリバティブ取引業者の特定同意の範囲について</p> <p>金商業等府令第 70 条の 2 第 1 項第 14 号口及びハにおける特定同意は、次に掲げる同意を含む。</p> <p>①～③ （略）</p>

**金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）**

現 行	改 正 案
<p>(3) 監督手法・対応</p> <p>日常の監督事務や、事故報告等を通じて把握された、市場デリバティブ取引業者の金商業等府令第123条第1項第13号イからホまでに掲げる取引に関する課題については、上記の着眼点に基づきながら、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、市場デリバティブ取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p> <p>V-2-2-4 通貨関連市場デリバティブ取引等に係るリスク管理態勢</p> <p>顧客を相手方として行う通貨関連市場デリバティブ取引（金商業等府令第123条第3項に規定する通貨関連市場デリバティブ取引をいう。）及び通貨関連外国市場デリバティブ取引（同条第5項に規定する通貨関連外国市場デリバティブ取引という。）について、自己が負うリスクの管理が重要であることから、リスク管理態勢の整備及び業務運営の遂行については、<u>IV-3-3-4</u>（4）及び（6）②の各規定に準ずるものとする。</p> <p>V-2-3 みなし第二種金融商品取引業に係る業務の適切性</p> <p>みなし第二種金融商品取引業については、適格投資家を相手方として行う私募の取扱いであって、有価証券がその取得者から適格投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして定められていることから、顧客の属性等</p>	<p>(3) 監督手法・対応</p> <p>日常の監督事務や、事故報告等を通じて把握された、市場デリバティブ取引業者の金商業等府令第70条の2第1項第14号イからホまでに掲げる取引に関する課題については、上記の着眼点に基づきながら、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、市場デリバティブ取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p> <p>V-2-2-4 通貨関連市場デリバティブ取引等に係るリスク管理態勢</p> <p>顧客を相手方として行う通貨関連市場デリバティブ取引（金商業等府令第70条の2第3項に規定する通貨関連市場デリバティブ取引をいう。）及び通貨関連外国市場デリバティブ取引（同条第5項に規定する通貨関連外国市場デリバティブ取引という。）について、自己が負うリスクの管理が重要であることから、リスク管理態勢の整備及び業務運営の遂行については、<u>IV-3-3-5</u>（4）及び（6）②の各規定に準ずるものとする。</p> <p>V-2-3 みなし第二種金融商品取引業に係る業務の適切性</p> <p>みなし第二種金融商品取引業については、適格投資家を相手方として行う私募の取扱いであって、有価証券がその取得者から適格投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして定められていることから、顧客の属性等</p>

**金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）**

現 行	改 正 案
<p>の管理が重要となる。</p> <p>このため、みなし第二種金融商品取引業については、以下の点に留意して顧客属性等の管理を行っているかを確認するものとする。</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ 金商業等府令第16条の2各号に掲げる事項が有価証券の譲渡に係る契約に定められていることを確認しているか。</p> <p>⑤～⑦ （略）</p> <p>（新設）</p>	<p>の管理が重要となる。</p> <p>このため、みなし第二種金融商品取引業については、以下の点に留意して顧客属性等の管理を行っているかを確認するものとする。</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ 金商業等府令第16条の5各号に掲げる事項が有価証券の譲渡に係る契約に定められていることを確認しているか。</p> <p>⑤～⑦ （略）</p> <p><u>V-2-4 電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者に係る業務の適切性</u></p> <p><u>V-2-4-1 電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者に対する基本的考え方</u></p> <p><u>電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者については、インターネット上の情報が投資者の投資判断に影響を及ぼすことが想定されることから、投資者保護の観点からインターネットを通じて適切な情報提供を行うことが求められる。当該業者に対しては、以下で示す留意点を踏まえて監督するものとする。</u></p> <p><u>V-2-4-2 電子募集取扱業務の適切性</u></p> <p><u>金融商品取引業者が、法第3条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを行う場合には、当該行為は電子募集取扱業務に該当する。電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者の業務の適切性に関しては、以下の点に留意して検証することとする。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<p><u>V-2-4-2-1 法令等遵守態勢</u></p> <p><u>電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者のコンプライアンス態勢については、基本的にはⅢ-2-1における態勢整備の着眼点及び監督手法をもって対応することとするが、それ以外にも、自主規制機関の策定する自主規制ルールの遵守状況も含めた幅広い検証を行うこととする。</u></p> <p><u>V-2-4-2-2 勧誘・説明態勢</u></p> <p><u>電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者は、組合契約等の概要や、ファンドが現に行っている事業の概要、当該契約に基づく権利のリスクに関する説明が、投資者に対して十分になされているかについて留意するものとする。</u></p> <p><u>V-2-4-2-3 投資者保護のための情報提供</u></p> <p><u>電子募集取扱業務を行うにあたっては、投資者の投資判断に重要な影響を与える事項について、電子募集取扱業務を行う期間中、電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者が作成するホームページで投資者が閲覧することができる状態に置くことが必要とされている。このため、電子募集取扱業務については、以下の点に留意する。</u></p> <p><u>(1) 商号等の表示</u></p> <p><u>電子募集取扱業務を行うにあたって、金商法第36条の2第1項の規定により同項の標識に表示されるべき事項をホームページ上の見やすい箇所に表示しているか。また、第二種少額電子募集取扱業者（金商法第29条の4の3第2項に規定する第二種少額電子募集取扱業者をいう。以下同じ。）にあつては金商法第29条の4の3第3項に規定する事項をホームページ上の</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<p><u>見やすい箇所に表示しているか。</u></p> <p><u>（２）投資者の判断に重要な影響を与える事項の表示</u></p> <p><u>電子募集取扱業務を行うときは、金商業等府令第 146 条の 2 第 3 項に規定する事項をホームページで投資者が閲覧できる状態に置く必要がある。当該事項の表示については、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>① <u>当該事項をホームページの見やすい箇所に明瞭かつ正確に表示しているか。また、投資者保護の観点から、適切かつ分かりやすい表示がなされているか。</u></p> <p>② <u>当該事項をホームページで表示する趣旨や当該事項の記載方法に関する規定の趣旨等を踏まえ、投資者の判断に影響を及ぼす重要な事項を先に表示するなど、投資者が理解をする意欲を失わないよう努めているか。</u></p> <p>③ <u>当該事項をホームページに掲載する際には、電子募集取扱業務を行う期間中、投資者が容易に当該事項を記載した箇所にアクセスできるような表示がなされているか。</u></p> <p><u>V-2-4-3 電子申込型電子募集取扱業務等の適切性</u></p> <p><u>電子申込型電子募集取扱業務等を行う金融商品取引業者については、発行者の事業計画に対する適切な審査及びインターネットを通じた適切な情報提供のための体制整備、並びにインターネットを通じた発行者や金融商品取引業者自身に関する情報の提供が義務付けられている。電子申込型電子募集取扱業務等の適切性に関しては、V-2-4-2のほか、以下の点に留意して検証することとする。</u></p> <p><u>V-2-4-3-1 業務管理体制</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<p>(1) 発行者の事業計画等に係る適切な審査</p> <p><u>金商業等府令第70条の2第2項第2号に規定する事項の審査に関する適切な規程が整備され、実質的な審査が的確に行われているか。また、これらの審査結果を確実に検証できる体制が整備されているか。さらに、事業計画が合理的な根拠に基づいて作成されていること、及び、当該事業計画や発行者の財務状況に照らして、合理的な目標募集額が規定されているかについて適切な審査が行われる体制が整備されているか。</u></p> <p>(2) 目標募集額の設定及び応募額の取扱いに関する留意点</p> <p>① <u>金商業等府令第70条の2第2項第3号に規定する「目標募集額に到達しなかった場合及び目標募集額を超過した場合の当該応募額の取扱方法」について、投資者に誤解を生じさせることのないように、わかりやすく明示することとしているか。例えば以下のような点に留意して検証することとする。</u></p> <p>イ. <u>応募額が目標募集額に到達しなかった場合であっても有価証券を発行する場合には、発行者の事業計画の内容及び資金用途等との関係で有価証券を発行することが合理的と認められる理由を投資者に誤解を生じさせることのないように明示することとしているか。</u></p> <p>ロ. <u>応募額が目標募集額を超える場合に当該超過分についても有価証券を発行する場合には、目標募集額を上回る金額についての資金用途及び発行者の事業計画の内容に与える影響等について投資者に誤解を生じさせることのないように明示することとしているか。</u></p> <p>② <u>目標募集額に到達したときに限り当該有価証券が発行される方法を用いる場合において、例えば、応募額が目標募集額に到達した段階で応募</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<p><u>代金の振込先口座を通知するなど、金商業等府令第70条の2第2項第4号に規定する「目標募集額に到達するまでの間、発行者が当該応募額の払込みを受けないことを確保するための措置」がとられているか。</u></p> <p><u>(3) 申込みの撤回等に関する留意点</u></p> <p><u>電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券の募集又は私募に関して、申込撤回期間において、相手方が申込みの撤回等を行うことができることを確認するための措置がとられているか。</u></p> <p><u>上記措置が十分に講じられているかを判断する際には、例えば、以下に掲げる事項に留意する必要がある。</u></p> <p>① <u>申込撤回期間内は申込者が無条件で申込みの撤回等を行えることとなっているか。例えば、申込みの撤回等があった場合において、電子申込型電子募集取扱業務等を行う金融商品取引業者又は発行者が、その申込みの撤回等に伴う違約金（損害賠償、手数料等の名目の如何を問わない。）の支払を請求することができることになっていないか。</u></p> <p>② <u>投資者に対して、申込撤回期間内は申込みの撤回等を行えること、及び、申込みの撤回等を行うために必要な事項（申込みの撤回等の方法、手続き、連絡先及び既に応募代金の払込みを受けている場合においてはその返金方法等）について明確に表示しているか。</u></p> <p><u>(4) 事業の状況についての情報提供の確保</u></p> <p><u>発行者の事業の状況についての情報を、発行者が顧客に対して定期的に提供できることを確認するための措置がとられているか（例えば、発行者の事業に係る報告書等を電子申込型電子募集取扱業務等を行う金融商品取</u></p>

**金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）**

現 行	改 正 案
	<p><u>引業者が受領し、当該金融商品取引業者のホームページ又は電子メールによる送付を通じて投資者に対する開示を行う方法が考えられる。。</u></p> <p><u>V-2-4-4 第二種少額電子募集取扱業務の適切性</u></p> <p><u>第二種少額電子募集取扱業務（金商法第29条の3第4項に規定する第二種少額電子募集取扱業務をいう。以下同じ。）は、電子募集取扱業務のうち、有価証券（金商法第29条の4の3第4項に規定する有価証券をいう。V-2-4-4において同じ。）の発行価額が少額であること等の要件を満たすもののみを行う金融商品取引業者について、第二種金融商品取引業の登録要件が一部緩和されたものである。第二種少額電子募集取扱業務の適切性については、V-2-4-2及びV-2-4-3に準ずるほか、以下の点に留意して検証することとする。</u></p> <p><u>V-2-4-4-1 勧誘・説明態勢</u></p> <p><u>（1）着眼点</u></p> <p><u>第二種少額電子募集取扱業者の行う有価証券の募集の取扱い又は私募の取扱いは、金商業等府令第6条の2各号に掲げる情報通信の技術を利用する方法によってのみ行われるものであるため、当該第二種少額電子募集取扱業者が当該方法以外の方法による有価証券の取得勧誘（例えば、電話や個別訪問による勧誘が該当する。）を行うことはできない。従って、第二種少額電子募集取扱業者が当該方法以外の方法による取得勧誘を行う場合には、金商法第29条の4の3の特例は適用されず、当該第二種少額電子募集取扱業者は金商法の登録を受けずに第二種金融商品取引業を行うことになることに留意する必要がある。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<p>(2) 監督手法・対応</p> <p><u>第二種少額電子募集取扱業者が金商業等府令第6条の2各号に掲げる情報通信の技術を利用する方法以外の方法により有価証券の募集又は私募の取扱いを行っていることが判明した場合には、深度あるヒアリングや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、第二種少額電子募集取扱業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を发出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の发出も含め、必要な対応を検討するものとする。</u></p> <p>V-2-4-4-2 有価証券の発行価額の総額等に関する留意点</p> <p>(1) 基本的留意事項</p> <p><u>第二種少額電子募集取扱業者については、その取り扱う募集又は私募に係る有価証券の発行価額の総額が1億円以上となること及び当該有価証券を取得する者が払い込む額が50万円を超えることをそれぞれ防止するための必要かつ適切な措置がとられているか。</u></p> <p><u>上記措置が十分に講じられているかを判断する際には、例えば、以下に掲げる事項に留意する必要がある。</u></p> <p>① <u>金商業等府令第16条の3第1項第2号の規定に基づく算定方法に関して、募集又は私募に係る有価証券の発行者が、当該募集又は私募を開始する日前1年以内に他の金融商品取引業者を通じて、又は金商法第2条</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<p><u>第8項第7号に掲げる方法により当該有価証券と同一の種類の有価証券を発行していないか（発行している場合にはその具体的な発行価額）について、例えば計算書類等を確認するとともに、必要に応じヒアリングを行う等により、有価証券の取得勧誘を開始する前に当該事情の有無を適切な方法により確認しているか。</u></p> <p>② <u>金商業等府令第16条の3第2項第2号の規定に基づく算定方法に関して、募集又は私募に係る有価証券の投資者が、当該募集又は私募を開始する日前1年以内に、同一の発行者により発行された当該有価証券と同一の種類の有価証券を取得していないか（取得している場合にその具体的な取得価額を確認できる場合についてはその額）について適切な方法により確認しているか。</u></p> <p><u>（2）第二種少額電子募集取扱業務に該当しなくなった場合の留意点</u>  <u>第二種少額電子募集取扱業者が取り扱う募集又は私募に係る有価証券の発行価額の総額が1億円以上となる場合又は当該有価証券を取得する者が払い込む額が50万円を超える場合には、金商法第29条の4の3の特例は適用されず、当該第二種少額電子募集取扱業者は金商法の登録を受けずに第二種金融商品取引業を行うことになることに留意する必要がある。</u></p> <p><u>（3）監督手法・対応</u>  <u>第二種少額電子募集取扱業者が取り扱う募集又は私募に係る有価証券の発行価額の総額が1億円以上となること又は当該有価証券を取得する者が払い込む額が50万円を超えることが判明した場合には、深度あるヒアリングや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、第二種少額電子募集取扱業者における自主的な改善状況を</u></p>

**金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）**

現 行	改 正 案
<p><u>V-2-4</u> 継続性の問題に係る情報に接した場合の対応について （略）</p> <p>（１）・（２）（略）</p> <p>（３）親会社等による破産等手続開始の申立ての情報を把握した場合 破産等手続開始の申立てにより金融商品取引業者の経営に重大な影響を与え得る者（以下<u>V-2-4</u>において「親会社等」という。）が破産等手続開始の申立てを行った場合は、当該金融商品取引業者に対する金商法第56条の2第1項に基づく報告徴求命令を通じて、当該親会社等の直近の状況を踏まえた財務の状況、親会社等との間の取引関係、顧客との契約の状況（顧客からの預り金がある場合にはその具体的な内容）及び業務の継続に関する方針等を速やかに把握するものとする。</p> <p>（４）～（６）（略）</p> <p>（新設）</p>	<p><u>把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</u></p> <p><u>V-2-5</u> 継続性の問題に係る情報に接した場合の対応について （略）</p> <p>（１）・（２）（略）</p> <p>（３）親会社等による破産等手続開始の申立ての情報を把握した場合 破産等手続開始の申立てにより金融商品取引業者の経営に重大な影響を与え得る者（以下<u>V-2-5</u>において「親会社等」という。）が破産等手続開始の申立てを行った場合は、当該金融商品取引業者に対する金商法第56条の2第1項に基づく報告徴求命令を通じて、当該親会社等の直近の状況を踏まえた財務の状況、親会社等との間の取引関係、顧客との契約の状況（顧客からの預り金がある場合にはその具体的な内容）及び業務の継続に関する方針等を速やかに把握するものとする。</p> <p>（４）～（６）（略）</p> <p><u>V-2-6</u> <u>協会未加入業者に関する監督上の留意点</u></p> <p><u>（１）主な着眼点</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>V-3 諸手続（第二種金融商品取引業）</p> <p>V-3-1 登録</p> <p>（1）体制審査の項目</p>	<p>① <u>金融商品取引業協会に加入しない金融商品取引業者（個人である場合を除く。V-2-6において「協会未加入業者」という。）は、協会規則に準ずる内容の社内規則を適切に整備しているか。</u></p> <p>② <u>社内規則の適正な遵守を確保するための態勢整備（役職員への周知、従業員に対する研修等やその遵守状況の検証など）が図られているか。</u></p> <p>③ <u>協会規則に改正等があった場合には、それに応じて直ちに社内規則の見直しを行うこととしているか。</u></p> <p>（2）監督手法・対応</p> <p><u>協会未加入業者の社内規則の策定・改正・遵守状況等に関して問題が認められる場合には、深度あるヒアリングや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、報告徴求の結果、協会規則に準ずる内容の社内規則を作成していると認められない場合又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないと認められる場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</u></p> <p>V-3 諸手続（第二種金融商品取引業）</p> <p>V-3-1 登録</p> <p>（1）体制審査の項目</p>

**金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）**

現 行	改 正 案
<p>金商法第29条の4第1項第1号二に規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。</p> <p>①・② （略）</p> <p>（新設）</p>	<p>金商法第29条の4第1項第1号ホに規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。</p> <p>①・② （略）</p> <p>（2）金融商品取引業協会に加入する予定がない業者に係る留意事項</p> <p><u>登録申請時において金融商品取引業協会に加入する予定がない業者（個人である場合を除く。）に対しては、以下の事項を通知し、適切な対応を求めることとする。</u></p> <p>① <u>登録後に、協会規則に準ずる内容の社内規則を作成していない又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していない場合はV-2-6に準じた監督上の対応がとられること。</u></p> <p>② <u>協会規則に改正等があった場合にそれに応じて社内規則の見直しを行わない場合には、上記①に該当する場合があること。</u></p> <p>V-3-4 電子募集取扱業務に関する帳簿書類関係</p> <p><u>金商業等府令第181条第1項第5号ロに規定する「第146条の2第3項に規定する事項を記載した書面」には、当該事項を表示したホームページを印刷したものを含み、当該書類を電磁的記録をもって作成する場合には当該ホームページを電磁的方法で保存することを含むものとする。</u></p>
<p>（新設）</p>	

**金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）**

現 行	改 正 案
<p><b><u>VI. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）</u></b></p> <p>VI-1 経営管理（投資運用業） （略）</p> <p>VI-1-1 金融商品取引業者の役員</p> <p>（1）主な着眼点 金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等においては、以下の要素が適切に勘案されているか。</p> <p>① 欠格事由（<u>金商法第29条の4第1項第2号イからトまで</u>）のいずれかに該当すること又は登録当時既に該当していたことがないこと。</p> <p>②～④ （略）</p> <p>（2）監督手法・対応 金融商品取引業者の役員が、<u>金商法第29条の4第1項第2号イからトまでのいずれかに該当することとなったとき、第29条の登録当時既に同号イからトまでのいずれかに該当していたことが判明したとき又は第52条第1項第6号、第8号若しくは第9号のいずれかに該当することとなったとき</u>は、金商法第52条第2項の規定に基づき当該役員の解任命令等の処分を検討するものとする。</p> <p>併せて、当該金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第56条の2第1項の規定に基づき報告を求め、更に、当該業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適</p>	<p><b><u>VI. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）</u></b></p> <p>VI-1 経営管理（投資運用業） （略）</p> <p>VI-1-1 金融商品取引業者の役員</p> <p>（1）主な着眼点 金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等においては、以下の要素が適切に勘案されているか。</p> <p>① 欠格事由（<u>金商法第29条の4第1項第2号イからリまで</u>）のいずれかに該当すること又は登録当時既に該当していたことがないこと。</p> <p>②～④ （略）</p> <p>（2）監督手法・対応 金融商品取引業者の役員が、<u>金商法第29条の4第1項第2号イからリまでのいずれかに該当することとなったとき、第29条の登録当時既に同号イからリまでのいずれかに該当していたことが判明したとき又は第52条第1項第6号、第8号若しくは第9号のいずれかに該当することとなったとき</u>は、金商法第52条第2項の規定に基づき当該役員の解任命令等の処分を検討するものとする。</p> <p>併せて、当該金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第56条の2第1項の規定に基づき報告を求め、更に、当該業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>当であると認めるときは、業務改善命令等の処分を検討するものとする。</p> <p>VI-2-2-5 その他留意事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 金商法第2条第8項第12号口の解釈について  <u>金商業等府令第123条第1項第13号口からホまでに規定する契約は、金商法第2条第8項第12号口に規定する投資一任契約に該当しない。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>VI-2-10 <u>協会等未加入業者</u>に関する監督上の留意点</p> <p>(1) 主な着眼点</p> <p>① <u>金融商品取引業協会に加入せず、又は金融商品取引所の会員若しくは取引参加者となっていない金融商品取引業者（以下、VI-2-10において「協会等未加入業者」という。）は、協会等規則を考慮し、社内規則を適切に整備しているか。</u></p> <p>② 社内規則の適正な遵守を確保するための態勢整備（役職員への周知やその遵守状況の検証など）が図られているか。</p> <p>③ <u>協会等規則に改正等があった場合には、それに応じて直ちに社内規則の見直しを行うこととしているか。</u></p> <p>(2) 監督手法・対応</p>	<p>当であると認めるときは、業務改善命令等の処分を検討するものとする。</p> <p>VI-2-2-5 その他留意事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 金商法第2条第8項第12号口の解釈について  <u>金商業等府令第70条の2第1項第14号口からホまでに規定する契約は、金商法第2条第8項第12号口に規定する投資一任契約に該当しない。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>VI-2-10 <u>協会未加入業者</u>に関する監督上の留意点</p> <p>(1) 主な着眼点</p> <p>① <u>金融商品取引業協会に加入しない金融商品取引業者（VI-2-10において「協会未加入業者」という。）は、協会規則に準ずる内容の社内規則を適切に整備しているか。</u></p> <p>② 社内規則の適正な遵守を確保するための態勢整備（役職員への周知、<u>従業員に対する研修等</u>やその遵守状況の検証など）が図られているか。</p> <p>③ <u>協会規則に改正等があった場合には、それに応じて直ちに社内規則の見直しを行うこととしているか。</u></p> <p>(2) 監督手法・対応</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>① <u>協会等未加入業者が協会等規則を考慮した社内規則を策定しておらず、また、自主的に策定することが見込まれない場合には、金商法第 56 条の 4 第 2 項の規定に基づき、適切な社内規則の作成を命ずることとする。この場合、協会等規則の改正等があった際にはそれに応じて直ちに社内規則の見直しを行うことを併せて求めることとする。</u></p> <p>② <u>協会等規則に照らし、協会等未加入業者の社内規則に見直しが必要であり、また、自主的な見直しが見込まれない場合には、金商法第 56 条の 4 第 2 項の規定に基づき、社内規則の変更を命ずることとする。</u></p> <p>③ <u>協会等未加入業者の社内規則の策定・改正・遵守状況等に関して問題が認められる場合には、深度あるヒアリングや金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく報告を通じて実態把握に努め、必要に応じ、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令や金商法第 52 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令を発出するなど、金商法第 56 条の 4 第 1 項の規定に基づき、協会等規則を考慮した適切な監督を行うこととする。</u></p> <p>VI-3 諸手続（投資運用業）</p> <p>VI-3-1 登録</p> <p>VI-3-1-1 投資運用業</p>	<p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p><u>協会未加入業者の社内規則の策定・改正・遵守状況等に関して問題が認められる場合には、深度あるヒアリングや、必要に応じて金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、報告徴求の結果、協会規則に準ずる内容の社内規則を作成していると認められない場合又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないと認められる場合には、金商法第 52 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</u></p> <p>VI-3 諸手続（投資運用業）</p> <p>VI-3-1 登録</p> <p>VI-3-1-1 投資運用業</p>

**金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）**

現 行	改 正 案
<p>(1) 体制審査の項目</p> <p>金商法第29条の4第1項第1号ニに規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>金融商品取引業協会に加入する予定がなく、又は金融商品取引所の会員若しくは取引参加者となる予定のない業者に係る留意事項</u></p> <p>登録申請時において金融商品取引業協会に加入する予定がなく、又は金融商品取引所の会員若しくは取引参加者となる予定のない業者に対しては、以下の事項を通知し、適切な対応を求めることとする。</p> <p>① <u>協会等規則を考慮した適切な社内規則がないと認められる場合は、原則として、登録後直ちに社内規則の策定を命ぜられることになること。</u></p> <p>② <u>協会等未加入業者は、協会等規則を考慮して、社内規則の変更を命ぜられることがあること。</u></p> <p>③ <u>協会等未加入業者は、社内規則の策定又は変更を命ぜられた場合には、30日以内に当該社内規則の作成又は変更を行い、内閣総理大臣の承認を受ける必要があること。</u></p> <p>④ <u>協会等未加入業者は、上記③の承認を受けた社内規則の変更又は廃止をしようとする場合、内閣総理大臣の承認を受ける必要があること。</u></p> <p>⑤ <u>当局は、協会等未加入業者の業務について、公益を害し、又は投資者保護に欠けることのないよう、協会等規則を考慮し、適切な監督を行う</u></p>	<p>(1) 体制審査の項目</p> <p>金商法第29条の4第1項第1号ホに規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 金融商品取引業協会に加入する予定がない業者に係る留意事項</p> <p>登録申請時において金融商品取引業協会に加入する予定がない業者に対しては、以下の事項を通知し、適切な対応を求めることとする。</p> <p>① <u>登録後に、協会規則に準ずる内容の社内規則を作成していない又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していない場合はVI-2-10に準じた監督上の対応がとられること。</u></p> <p>② <u>協会規則に改正等があった場合にそれに応じて社内規則の見直しを行わない場合には、上記①に該当する場合があること。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p><u>こととなっていること。</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>VI-3-1-2 適格投資家向け投資運用業</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 適格投資家向け投資運用業の該当性に係る審査の項目</p> <p>適格投資家向け投資運用業の審査に当たっては、(2)に掲げる留意事項のほか、全ての運用財産の総額や、全ての運用財産に係る権利者（金商法第2条第8項第12号イに掲げる契約の相手方である登録投資法人の投資主及び金商法施行令第15条の10の2各号に掲げる者を含む。以下このVI-3-1-2において同じ。）の管理等に関して、以下の確認を行うものとする。</p> <p>① 適格投資家向け投資運用業者について、全ての運用財産の総額が、金商法施行令第15条の10の3に規定する金額を超えることとならないような措置を講じているかを確認する。</p> <p>② 適格投資家向け投資運用業者は、業務の運営状況が金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第13号の2に掲げる「金融商品取引業者が適格投資家向け投資運用業を行う場合において、権利者又は権利者となろうとする者の属性の確認及び権利者の有価証券の売買その他の取引の動向の把握その他の方法により、適格投資家以外の者が権利者となることを防止するための必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況」に該当することのないように業務を行わなければならないこと</p>	<p>(5)・(6) (略)</p> <p>VI-3-1-2 適格投資家向け投資運用業</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 適格投資家向け投資運用業の該当性に係る審査の項目</p> <p>適格投資家向け投資運用業の審査に当たっては、(2)に掲げる留意事項のほか、全ての運用財産の総額や、全ての運用財産に係る権利者（金商法第2条第8項第12号イに掲げる契約の相手方である登録投資法人の投資主及び金商法施行令第15条の10の4各号に掲げる者を含む。以下このVI-3-1-2において同じ。）の管理等に関して、以下の確認を行うものとする。</p> <p>① 適格投資家向け投資運用業者について、全ての運用財産の総額が、金商法施行令第15条の10の5に規定する金額を超えることとならないような措置を講じているかを確認する。</p> <p>② 適格投資家向け投資運用業者は、業務の運営状況が金商法第35条の3に基づく金商業等府令第70条の2第1項第20号に掲げる「金融商品取引業者が適格投資家向け投資運用業を行う場合において、権利者又は権利者となろうとする者の属性の確認及び権利者の有価証券の売買その他の取引の動向の把握その他の方法により、適格投資家以外の者が権利者となることを防止するための必要かつ適切な措置がとられていること」との要件を満たすように業務管理体制を整備しなければならないとされて</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>とされている。</p> <p>そのため、適格投資家向け投資運用業について、次に掲げる措置を講じているかを確認する。</p> <p>イ. ～ホ. (略)</p> <p>③ 適格投資家向け投資運用業を行おうとする者が、金融商品取引業者又は金商法の届出を行い適格機関投資家等特例業務（金商法第 63 条第 2 項に規定する業務をいう。以下同じ。）若しくは特例投資運用業務（改正法附則第 48 条第 1 項に規定する業務をいう。以下同じ。）を行っている者である場合には、次に掲げる項目についても確認するものとする。</p> <p>イ. 全ての運用財産の総額が、<u>金商法施行令第 15 条の 10 の 3</u>に規定する金額を超えないこと。</p> <p>ロ. (略)</p> <p>(4) ～ (6) (略)</p>	<p>いる。</p> <p>そのため、適格投資家向け投資運用業について、次に掲げる措置を講じているかを確認する。</p> <p>イ. ～ホ. (略)</p> <p>③ 適格投資家向け投資運用業を行おうとする者が、金融商品取引業者又は金商法の届出を行い適格機関投資家等特例業務（金商法第 63 条第 2 項に規定する業務をいう。以下同じ。）若しくは特例投資運用業務（改正法附則第 48 条第 1 項に規定する業務をいう。以下同じ。）を行っている者である場合には、次に掲げる項目についても確認するものとする。</p> <p>イ. 全ての運用財産の総額が、<u>金商法施行令第 15 条の 10 の 5</u>に規定する金額を超えないこと。</p> <p>ロ. (略)</p> <p>(4) ～ (6) (略)</p>

**金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）**

現 行	改 正 案
<p><b><u>VII. 監督上の評価項目と諸手続（投資助言・代理業）</u></b></p> <p>VII-1 経営管理（投資助言・代理業） （略）</p> <p>VII-1-1 金融商品取引業者の役員</p> <p>（1）主な着眼点 金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等においては、以下の要素が適切に勘案されているか。</p> <p>① 欠格事由（<u>金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イからトまで</u>）のいずれかに該当すること又は登録当時既に該当していたことがないこと。</p> <p>②～④ （略）</p> <p>（2）監督手法・対応 金融商品取引業者の役員が、<u>金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イからトまでのいずれかに該当することとなったとき、金商法第 29 条の登録当時既に同号イからトまでのいずれかに該当していたことが判明したとき又は金商法第 52 条第 1 項第 6 号若しくは第 8 号から第 10 号までのいずれかに該当することとなったときは、金商法第 52 条第 2 項の規定に基づき当該役員の解任命令等の処分を検討するものとする。</u></p> <p>併せて、当該金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告を求め、更に、当該業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適</p>	<p><b><u>VII. 監督上の評価項目と諸手続（投資助言・代理業）</u></b></p> <p>VII-1 経営管理（投資助言・代理業） （略）</p> <p>VII-1-1 金融商品取引業者の役員</p> <p>（1）主な着眼点 金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等においては、以下の要素が適切に勘案されているか。</p> <p>① 欠格事由（<u>金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イからリまで</u>）のいずれかに該当すること又は登録当時既に該当していたことがないこと。</p> <p>②～④ （略）</p> <p>（2）監督手法・対応 金融商品取引業者の役員が、<u>金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イからリまでのいずれかに該当することとなったとき、金商法第 29 条の登録当時既に同号イからリまでのいずれかに該当していたことが判明したとき又は金商法第 52 条第 1 項第 6 号若しくは第 8 号から第 10 号までのいずれかに該当することとなったときは、金商法第 52 条第 2 項の規定に基づき当該役員の解任命令等の処分を検討するものとする。</u></p> <p>併せて、当該金融商品取引業者の役員の選任議案の決定プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告を求め、更に、当該業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>当であると認めるときは、業務改善命令等の処分を検討するものとする。</p> <p>VII-3 諸手続（投資助言・代理業）</p> <p>VII-3-1 登録</p> <p>（1）体制審査の項目</p> <p>金商法第29条の4第1項第1号二に規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査に当たっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。</p> <p>（注）審査にあたっては、業務の内容及び方法を記載した書類に記載された業務の内容及び方法により、求められる人的構成の水準が異なり得ることに留意するものとする。</p> <p>①・② （略）</p> <p>（2）（略）</p>	<p>当であると認めるときは、業務改善命令等の処分を検討するものとする。</p> <p>VII-3 諸手続（投資助言・代理業）</p> <p>VII-3-1 登録</p> <p>（1）体制審査の項目</p> <p>金商法第29条の4第1項第1号ホに規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査に当たっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。</p> <p>（注）審査にあたっては、業務の内容及び方法を記載した書類に記載された業務の内容及び方法により、求められる人的構成の水準が異なり得ることに留意するものとする。</p> <p>①・② （略）</p> <p>（2）（略）</p>

**金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）**

現 行	改 正 案
<p><b><u>VII. 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）</u></b></p> <p>VII-1 業務の適切性（登録金融機関）</p> <p>登録金融機関の業務の適切性については、III-2（III-2-3-4（2）、III-2-6（1）②及び④、III-2-8（3）並びにIII-2-9を除く。）、IV-1-3、IV-3-1（IV-3-1-2（1）、IV-3-1-4（4）及びIV-3-1-5を除く。）、IV-3-3（IV-3-3-1（1）から（3）まで、IV-3-3-2（4）③から⑧まで、IV-3-3-4及びIV-3-3-5を除く。ただし、登録金融機関がいわゆる外国為替証拠金取引を業として行う場合にはこの限りでない。）、VI-2及びVII-2に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、金融商品仲介業務については、IV-3-1-2（6）③イ及びロの理論価格、並びに③ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者において算出又は策定したものを使用することができるものとする。</p> <p>VII-1-3 <u>協会等未加入登録金融機関に関する監督上の留意点</u></p> <p>（1）主な着眼点</p> <p>① <u>金融商品取引業協会に加入せず、又は金融商品取引所の会員若しくは取引参加者となっていない登録金融機関（以下「協会等未加入登録金融機関」という。）は、協会等規則を考慮し、社内規則を適切に整備しているか。</u></p> <p>② <u>社内規則の適正な遵守を確保するための態勢整備（役職員への周知やその遵守状況の検証など）が図られているか。</u></p>	<p><b><u>VII. 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）</u></b></p> <p>VII-1 業務の適切性（登録金融機関）</p> <p>登録金融機関の業務の適切性については、III-2（III-2-3-4（2）、III-2-6（1）②及び④、III-2-8（3）並びにIII-2-9を除く。）、IV-1-3、IV-3-1（IV-3-1-2（1）、IV-3-1-4（4）及びIV-3-1-5を除く。）、IV-3-3（IV-3-3-1（1）から（3）まで、IV-3-3-2（4）③から⑧まで、IV-3-3-4及びIV-3-3-5を除く。ただし、登録金融機関がいわゆる外国為替証拠金取引を業として行う場合にはこの限りでない。）、<u>IV-3-4（IV-3-4-4を除く。）、V-2、V-2-4（V-2-4-4を除く。）、VI-2及びVII-2に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>なお、金融商品仲介業務については、IV-3-1-2（6）③イ及びロの理論価格、並びに③ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者において算出又は策定したものを使用することができるものとする。</p> <p>VII-1-3 <u>協会未加入登録金融機関に関する監督上の留意点</u></p> <p>（1）主な着眼点</p> <p>① <u>金融商品取引業協会に加入しない登録金融機関（以下「協会未加入登録金融機関」という。）は、協会規則に準ずる内容の社内規則を適切に整備しているか。</u></p> <p>② <u>社内規則の適正な遵守を確保するための態勢整備（役職員への周知、従業員に対する研修等やその遵守状況の検証など）が図られているか。</u></p>

**金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）**

現 行	改 正 案
<p>③ <u>協会等規則に改正等があった場合には、それに応じて直ちに社内規則の見直しを行うこととしているか。</u></p> <p>(2) 監督手法・対応</p> <p>① <u>協会等未加入登録金融機関が協会等規則を考慮した社内規則を策定しておらず、また、自主的に策定することが見込まれない場合には、金商法第56条の4第2項の規定に基づき、適切な社内規則の作成を命ずることとする。この場合、協会等規則の改正等があった場合にはそれに応じて直ちに社内規則の見直しを行うことを併せて求めることとする。</u></p> <p>② <u>協会等規則に照らし、協会等未加入登録金融機関の社内規則に見直しが必要であり、また、自主的な見直しが見込まれない場合には、金商法第56条の4第2項の規定に基づき、社内規則の変更を命ずることとする。</u></p> <p>③ <u>協会等未加入登録金融機関の社内規則の策定・改正・遵守状況等に関して問題が認められる場合には、深度あるヒアリングや金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を通じて実態把握に努め、必要に応じ、金商法第51条の2の規定に基づく業務改善命令や金商法第52条の2第1項の規定に基づく業務停止命令を発出するなど、金商法第56条の4第1項の規定に基づき、協会等規則を考慮した適切な監督を行うこととする。</u></p>	<p>③ <u>協会規則に改正等があった場合には、それに応じて直ちに社内規則の見直しを行うこととしているか。</u></p> <p>(2) 監督手法・対応 (削る)</p> <p>(削る)</p> <p><u>協会未加入登録金融機関の社内規則の策定・改正・遵守状況等に関して問題が認められる場合には、深度あるヒアリングや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、協会未加入登録金融機関における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の2の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、報告徴求の結果、協会規則に準ずる内容の社内規則を作成していると認められない場合又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないと認められる場合には、金商法第52条の2第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</u></p>
VIII-2 諸手続（登録金融機関）	VIII-2 諸手続（登録金融機関）

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>Ⅷ－２－１ 登録</p> <p>金融機関からの登録申請書の取扱いに当たっては、Ⅲ－３－１（（２）及び（５）を除く。）、Ⅵ－３－１（Ⅵ－３－１－２を除く。）並びにⅦ－３－１に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</p> <p>（１）（略）</p> <p>（２）体制審査の項目</p> <p>金商法第33条の5第1項第3号に規定する登録金融機関業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査に当たっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。</p> <p>①～⑥ （略）</p> <p>⑦ <u>金融商品取引業協会に加入しない金融機関にあっては、行おうとする業務の種類に応じ、金融商品取引業協会の定款及び規則を考慮し、適切な業務運営が行われるよう社内規則を整備しているか。</u></p> <p>⑧ （略）</p> <p>（３）<u>金融商品取引業協会に加入する予定がなく、又は金融商品取引所の会員若しくは取引参加者となる予定のない登録金融機関に係る留意事項</u></p> <p>登録申請時において金融商品取引業協会に加入する予定がなく、又は金融商品取引所の会員若しくは取引参加者となる予定のない登録金融機関に対しては、以下の事項を通知し、適切な対応を求めることとする。</p>	<p>Ⅷ－２－１ 登録</p> <p>金融機関からの登録申請書の取扱いに当たっては、Ⅲ－３－１（（２）及び（５）を除く。）、Ⅵ－３－１（Ⅵ－３－１－２を除く。）並びにⅦ－３－１に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</p> <p>（１）（略）</p> <p>（２）体制審査の項目</p> <p>金商法第33条の5第1項第3号に規定する登録金融機関業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査に当たっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。</p> <p>①～⑥ （略）</p> <p>（削る）</p> <p>⑦ （略）</p> <p>（３）金融商品取引業協会に加入する予定がない登録金融機関に係る留意事項</p> <p>登録申請時において金融商品取引業協会に加入する予定がない登録金融機関に対しては、以下の事項を通知し、適切な対応を求めることとする。</p>

**金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）**

現 行	改 正 案
<p>① <u>協会等規則を考慮した適切な社内規則がないと認められる場合は、原則として、登録後直ちに社内規則の策定を命ぜられることになること。</u></p> <p>② <u>協会等未加入登録金融機関は、協会等規則を考慮して、社内規則の変更を命ぜられることがあること。</u></p> <p>③ <u>協会等未加入登録金融機関は、社内規則の策定又は変更を命ぜられた場合には、30日以内に当該社内規則の作成又は変更を行い、内閣総理大臣の承認を受ける必要があること。</u></p> <p>④ <u>協会等未加入登録金融機関は、上記③の承認を受けた社内規則の変更又は廃止をしようとする場合、内閣総理大臣の承認を受ける必要があること。</u></p> <p>⑤ <u>当局は、協会等未加入登録金融機関の業務について、公益を害し、又は投資者保護に欠けることのないよう、協会等規則を考慮し、適切な監督を行うこととなっていること。</u></p>	<p>① <u>登録後に、協会規則に準ずる内容の社内規則を作成していない又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していない場合はⅧ－１－３に準じた監督上の対応がとられること。</u></p> <p>② <u>協会規則に改正等があった場合にそれに応じて社内規則の見直しを行わない場合には、上記①に該当する場合があること。</u></p>
<p>Ⅷ－２－６ その他</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 社内規則の整備に係る留意事項  金融商品取引業協会に加入していない登録金融機関については、行っている登録金融機関業務の種類に応じ、<u>金融商品取引業協会の定款及び規則を考慮し、適切な業務運営が行われるよう社内規則を整備すること。</u>  <u>また、関係諸法令及び諸規則が改正される都度又は定期的に社内規則を見直すなど、適切な業務運営が行われるよう留意しなければならない。</u></p>	<p>Ⅷ－２－６ その他</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 社内規則の整備に係る留意事項  金融商品取引業協会に加入していない登録金融機関については、行っている登録金融機関業務の種類に応じ、<u>協会規則に準ずる内容の社内規則を適切に整備すること。また、社内規則の適正な遵守を確保するための態勢整備を図ること。</u>  <u>さらに、関係諸法令及び諸規則が改正される都度又は定期的に社内規則を見直すなど、適切な業務運営が行われるよう留意しなければならない。</u></p>